

平成30年11月2日

広島大学教職員組合執行委員長
丸 田 孝 志 様

広島大学理事（財務・総務担当）
山 田 道 夫

附属学校園に関する申し入れ書（回答）

2018（平成30）年6月29日付けで要求のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

【要求内容1】今後の人事の進め方について

- （1）団体交渉確認書に沿った今春の人事の状況説明
- （2）異動パターンごとの人数（配置換え）

【要求内容2】高等学校から中学校への異動について

- （1）今春の当該異動者への給与処遇に関する不利益変更について
2年度目以降の不利益変更の解消について団体交渉の申し入れ
- （2）構成員への賃金変更の書面

当該異動のような人事を今後どのような計画で行われるのか団体交渉での説明要求

（回答）

【要求内容1】今後の人事の進め方について

- （1）団体交渉確認書（平29.12.28）に沿った今春の人事の状況

① 「附属学校教員人事の基本方針」の説明

平成30年1月29日までに各校園長による面談を行い、面談の際に「附属学校教員人事の基本方針」の内容を説明しています。

② 内々示の時期（2月中旬まで）及び内示の時期（2月末まで）

内々示は平30.2.19に、内示は平30.2.28に、それぞれ行いました。

- （2）異動パターンごとの人数（配置換え）

① 「附属学校間長期派遣研修」の終了により所属元に戻る教員が内示に含まれていることについては、これまで、当該研修の該当者には、配置換の対象者と同様に、各校園長から内示の形で伝えられていたため、今回も同様の対応を行いました。

② 附属中・高等学校の教諭（附属中・高等学校→東雲中学校）の異動については、「昇任」であったため、「配置換」には含めておりません。

③ 組合から指摘のあった異動（2件）以外については、平成30年5月11日付けで回答した内容で間違いありません。

【要求内容2】高等学校から中学校への異動について

要求のありました団体交渉については、平成30年8月22日開催の副理事（附属学校担当）と教職員組合附属学校諸問題検討委員会との懇談会で、同副理事から発言された「附属学校の人事の方向性」を別添のとおり送付しますので、貴組合でその内容を確認していただいた後に、調整したいと考えております。

附属学校教員の人事異動の方向性について

平成 30 年 10 月 10 日
副理事（附属学校担当）

附属学校園の教頭，教諭，養護教諭及び栄養教諭（以下「教諭等」という。）の人事については、「附属学校教員人事の基本方針」（平成 16 年 12 月 24 日副学長（附属学校担当）決裁）を踏まえ，当分の間次の事項に留意して実施する。

- 毎年度はじめに行う期首面談において，校園長が直接，個別に教諭等の人事に関する希望等を聴取し，教諭等の希望を参考にして行う。
- 各県（市）教育委員会との人事交流の状況を踏まえ，採用又は附属学校園間の配置換を計画する。
- スーパーサイエンスハイスクール，スーパーグローバルハイスクール及び研究開発学校等の各附属学校園の取組みや特色を考慮し，各事業等の推進に配慮する。
- 各附属学校園の校務等の円滑な運営に配慮する。
- 子の養育又は家族の介護において特別な配慮が必要な教諭等の人事については，当該教諭等の状況に配慮する。
- 大学採用の教諭等は，原則として採用から 5 年を経過して以降 50 歳台半ばまでの間に 1 回以上，附属学校園間の配置換を行う。
- 教諭及び養護教諭については，原則として，高等学校から中学校への附属学校園間の配置換は行わない。但し，本人が希望する場合はこの限りではない。
- 附属学校園間の配置換を行う場合は，年齢バランスを考慮する。

以上